

# 東 亞 經 濟 論 叢

第 一 卷 第 一 號  
昭 和 十 六 年 二 月

## 創 刊 號

宋金貿易に於ける茶錢及び絹について……………	文學博士加藤繁
中國金融の特殊性……………	經濟學博士小島昌太郎
支那農村の包稅制度に就いて……………	經濟學博士八木芳之助
現代支那社會論……………	文學士小竹文夫
支那に於ける米の流通機構と其の流通過費用……………	經濟學士天野元之助
墨家の經濟思想……………	經濟學士穗積文雄
領用制の進展……………	經濟學士德永清行
東亞食糧問題と食糧慣習……………	經濟學士大上末廣
買辦制度……………	經濟學士鈴木繪一郎
支那に於ける教會の社會性……………	經濟學士澤崎堅造
支那紡績業に於ける勞働請負制度……………	經濟學士岡部利良
中國に於ける聯合準備制度について……………	經濟學士熊本吉郎
佛領印度支那の財政……………	經濟學士島本融
東亞廣域經濟の貿易政策……………	經濟學博士谷口吉彦

(禁 轉 載)

書 肆 有 斐 閣 發 賣

# 買辦制度

鈴木 綏一郎

## 一 序

中國金融機關として重要な地位にある外國系銀行は、買辦なる仲介者を通して活動する點に、單に植民地的銀行としての性質以上に複雑な姿を呈してゐる。また中國新式銀行といはれるものも、その資本は民族資本より成立し、民族資本自體中國に於ては、買辦なるものゝ存在と直接間接密接なる關聯をもつ。かく、中國の金融機關を考察する上に於て、買辦の存在は一度は究明を経べき問題である。且つ、買辦は一般に中國の所謂半封建性並びに半植民地性といはれるものと不可離の關聯がある如くであり、その存在自體、中國に特殊的なる性質のものであり、加之、中國社會の特性の表白に外ならぬものとすら考へられる。かくして、買辦の制度は、單に金融機構の検討といふ觀點からのみでなく、一般に中國社會分析の一指標としてとりあげらるべき問題である。

## 二 沿革

買辦は中國に於ける對外貿易上の特殊の中間商業階級でありその淵源は遠く宋・元の舶牙<sup>1)</sup>、明の官牙<sup>2)</sup>に發する。

1) 梁嘉彬，廣東十三行考，20頁，38頁。  
2) 粵海關志，第7冊，161頁。

買辦なる名稱は、明代に於て、禁廷用品の民間商人よりの購入取次者を指稱したのに初まる。併し、これは買辦の前史に當るものであり、この言葉が、近來用ひらるゝが如き意味、即ち對外貿易上に於ける特殊の商業階級としての内容を有するに至つたのは、近世ヨーロッパ人の東漸以後に屬し、大體に於て清朝成立以後のことである。

清朝に於ては、外國人より攝取すべきものは攝取しつゝ、その勢力の侵透を防ぎ、特に反清的分子と外人との結合を虞れて、成るべく彼我の交通を遮斷せんとした。そのため、前代以來の閉關主義（鎖國主義）を踏襲し、貿易地を制限し、且つ、直接貿易を許さず、仲介機關として一定の中國人を介在せしめた。買辦（Comprador）及び後の買辦に該當する行商（Hong Merchant）は、かくして政府の強制的機關として成立せるものであり、その後かゝる強制的機關の介在を必要とせざる通商上の改革が行はれたる後には、再び自己の意思に於て任意的に外國商人がこれを設定するに至つたのである。かくして、買辦は中國と歐米列強との交渉に於て、最初よりその仲介機關として存在したるものであり、その間に於ける性質の變化は、歐米列強資本主義の發展と、その進攻に對する中國社會の情勢の變化との關聯を、そのまゝ明瞭に表現するものとして注目される。

買辦は一般に、Comprador と呼ばれてゐるが、これはポルトガル語の comprar (to buy) からの轉訛である。蓋し、東洋の最初の寄航者はポルトガルであり、その交渉も最も早く初まつてゐるために、かくの如きポルトガル語が、一般に使用されたのである。

1) A New English Dictionary on Historical Principles, Vol. II, p. 741.

### 三 一般的性質

買辦は最初貿易關係の中に發生し、そこに發展したのであるが、外支の關係が、多方面に於て結ばれるに從ひ、その凡ゆる部面に於て、仲介的機關として一般的に發展を遂げた。商館買辦の外に、現に銀行買辦・船舶買辦・保險買辦等が存在する。従つて、單に買辦といふも、その業務の如何・並びにその發展の時期の如何によりその性質・職能を異にする。それゆゑ、買辦の性質・職能を一般的に概説するのは困難であるが、いまその典型的なるものゝ内容を擧げれば、次の如くである。

買辦は、外國人と一定の契約を結び、外國人營業所内に華賬房なる特別の事務室を有し、自ら若干の中國人を雇傭して、外人の名義または華賬房の名義の下に、自己計算にて取引を爲し、包括的保證金を收めて、凡べての取引に關し無限責任に任ずるものであり、之に對し外人側より一定の給料並びに手数料を受ける土着商人を指す。それゆゑ、いま一般的に買辦を定義するならば、次の如く云ひうるであらう。買辦とは、外國資本が中國社會に向つて活動する際に、その觸手として、一定期間包括的契約の下に取引の保證に任じ、外國資本の活動を補助する土着中間商人である。

典型的買辦は、一方に於て雇傭關係に立つと共に、他方に於て請負(包辦)關係に立ち、従つて、使用人の如き性質をもつとともに、獨立商としての性質を併せ有する特殊の商人である。この二面をもつ點より、經濟的にも法律的にも特殊の關係が成立する。

買辦の収入には次のものがある。

一、薪水 固定給であるが、その實、華賬房(Comprador Office)に於て雇傭する土着使用人(式老夫 Shroff)の給料として、買辦が支拂ひに充て、自己の収入とならぬものである。

二、佣金 手數料(Commission)にして、その率は買辦契約に於て前以て決定される。特に注意すべきは單に買辦關係に立つ外國商人よりのみならず、中國商人側よりも略、一定の手數料を獲得することである。

三、中飽 中間搾取にして、賣買差額の獲得である。前二者は公然の収入であるが、買辦收入の最大のものゝ實は取引者達の不明に乗じて獲得するこの賣買差額である。從來は暗黙の中に容認され來つたものであるが、買辦が買辦として問題となり、論議の對象となつたのは、實にこの中間搾取(Squeeze)にある。

かゝる買辦收入の内容を一瞥すれば判然する如く、買辦は外支交渉の中間搾取者として専ら浮彫りされ、内外の指彈を招くに至つてゐる。即ち、中國國內からは、外國資本に寄生し、自國利益を搾取するものとして非難され、或は劣紳と稱され、或は賣國奴とすら酷評される。また外國側からは、中國事情に暗きに乘ずる搾取者として、常にその排除・改善を考慮せられる。かく、外支交渉の發展と共に、買辦はその發展を續けながら、その自らもつ性質のゆゑに、排除されんとする傾向をもつものである。

#### 四 通 說

買辦に關しては、從來諸種の研究があり、特に邦文のものに、二三體系的なる研究が見出される。殊に日支事

變後、政策的意味も含まれて、眞摯な研究が行はれてゐることが注目される。併しながら、それらの論著に於て、買辦に關する凡べての問題が解明され盡くしたとは考へられず、特に、買辦の基本的性格に關しては、從來と殆んど同一の研究段階に止まり、たゞその後の調査の進展によりヨリ詳細を加へたに過ぎぬと見られる節がある。この買辦の基本的性格に關する研究は、買辦制度研究の核心をなすものであり、且つ解明を要請されつゝある焦點的課題である。いま、買辦性格の規定に關する從來の一般の見解を概括して一二述べ、次にこれに對して私見をつけ加へたいと思ふ。

(1) 慣習相違説　買辦が中國に於て特に發展し、これに類似するものが、印度その他日本等に於ても、一時存在したる點よりして、これを主として、言語・風俗習慣の相違に基くものと考へる<sup>1)</sup>のは、買辦研究者の殆んど一致したる見解である。

筆者と雖も、かくの如き相違が、買辦の成立・發展上重要な意味をもつものであることについては、何ら疑ひを有つものではない。併しながら、買辦の發生及び發展の根據を、單なる言語・風俗習慣の相違として把握することは、この問題のもつ科學的性質を凌却するものであり、それ故に實際的・日常的理解としては一應可なるも、買辦の根本的性格を見失ひ、正肯なる解明を與へるものと言ひえないであらう。若し、單に右の如く、言語・風俗の相違として理解するならば、それは、直ちに、かゝるものゝ經驗による理解によつて、克服されうべき性質のものとなる。そこには、中國社會自體の發展如何といふことは全然問題とならず、一方的理解により、解消さるべき問題であると結論されることとなる。即ち、單に言語・風俗の相違といふ一般に地域的に異なる諸國

1) 東亞同文會、支那經濟全書第二輯第三編、買辦、331頁。  
土屋計左右、支那經濟研究、3頁。陳金森、天津之買辦制度、(經濟學報 第一期)、29頁。

に於て普遍的なる事情のみが問題となるのみで、歴史的・社會的に規定される經濟機構との關聯は問題外となつてゐる。従つて、中國社會自體の特殊性といふ如きものは、實質的には地理的相違に覆はれて埋没されてしまつてゐる。この研究段階に止まる限り、買辦の性格はもとより、その將來の發展の方向を推定するのも困難であらう。

(2) 受動貿易說 中國に於ける貿易が受動的性質をもつことについては、既に早くより種々の方面より言及されてゐるところである。<sup>1)</sup> 買辦についても、外國貿易の性質からこれを論及して、かゝる對外貿易上の受動性の所産であると説かれる。<sup>2)</sup> これは、單なる慣習の相違といふ外に、中國社會の一性質と思はれるものを以て、その發生・發展の原因を理解せんとするところに、一步前進がみられる。併し、その言はんとするところは、結局に於て、かゝる概念に於て發生の理由を見出すも、その實、その内容として前説と同様に、慣習の相違その他を擧げるのであり、従つて、その本質に於て前説と大差はない。諸種の事情を一括して把握せんとしたところに進展があると思はるべきのみである。

併しながら、この説は受動的貿易といふ抽象的範疇に於て本問題を把えるがゆゑに、歴史性・具體性が喪はれることに注意さるべきである。中國貿易が受動的といふべきものであることについては、恐らく異論はない。たゞ、買辦を受動貿易の所産であると見ることは、私見を以てすれば、將に闡明せらるべき概念を以て説明に代へたに過ぎず、それによつては何ら根本的問題の解明は生じてゐない。受動性をもたらしてゐる諸種の事情そのものゝ分析が、實は問題であり、それを取上げることによつてのみ、歴史的・具體的説明が爲され、科學的検討が

1) 野村兼太郎, 近世商業史, 119頁。

2) 内田直作, 買辦制度の研究, (支那研究四十八號) 5頁其他。

行はれうるのである。

## 五 買辦の三類型

買辦の典型的なるものが、使用人としての性質と、獨立商としての性質とを併せ有し、かゝる二重人格的存在の下に、中間搾取を行ひ、土着資本の高利性を満足せしめるものであることについては、既に述べたところである。併し、これは、南京條約、實際的にはむしろ北京條約（一八六〇年）以後に於て、發展せる形態である。いま、買辦を類別すれば、次の如きものが擧げられる。

(1) 行商型買辦 南京條約以前に於ては、買辦の前期的存在として、行商及びその下位的機關たる雜用買辦が存在した。これらは、政府の對外政策に照應する官許貿易機關であり、従つて、政府の意思が一方的に強く盛られ、その結果、實質的には政府及び官僚に從屬し、外人との關係に於ては、獨立商としての地位は勿論、優越的地位が確保されてゐた。かくして、行商は、外交交渉の中間搾取者たりえたるも、それは、専ら官許仲介機關たる性質に負ふものである。

(2) 典型的買辦 かゝる強制的機關が、外國資本進出の桎梏となつたことは明白であり、歐米資本主義の發展及びそれに基づき列強國力の増強すると共に、遂に、權力的に打破されるに至つた。阿片戰爭は、即ちこれである。南京條約を轉回點として、外交の關係は、對等的・開放的となり、外國資本活動の比較的自由なる天地が開かれ、こゝに典型的買辦を生じたのである。それは、もはや強制的仲介機關ではなくして、外國資本、就中英國資本が中



國に於て活動するために、その客觀的根據は姑く問題外として、自己を補助する仲介機關の必要を感じ、實際にその翼足を延ばす便宜上、自らの意思に於て設立したるものである。この段階に於ては、中國政府の專制主義は、既に排撃されたところであり、外國商業資本と中國商業資本の利益的結托がみられるのみである。従つて、そこに現はれたる買辦は、使用人的關係と共に、獨立商的性質を併せ有したのである。

(3) 使用人型買辦 然るに、この典型的買辦の中間搾取の弊が増大し、且つ、それを排除乃至は改善しうべき地盤が成熟し來るや、遂にその排除が叫ばれ、實施されるに至つたのである。こゝに、出て來たるものは、即ち、使用人型買辦である。從來、獨立商としての地位が留保されてゐたるがゆゑに、買辦の中間搾取が存在したのであり、従つて、この性格を奪ひ去り、専ら使用人的關係に於てのみ、自己の活動を補助せしめんとしたのである。これが、着々實行され來つたのは、單に、排除意欲の旺盛といふ主觀的把握に於ては、理解されえざるところであり、かゝる排除乃至は改善が實現されうべき社會的・經濟的關係の變化が見られるものと思ふ。

使用人型買辦に於ては、獨立商たる資格を全然喪失し、一にその雇傭關係に立つ外國資本に従屬し、一定の給料及び手数料の報酬をうけて、取引の保證に任じ、その外國資本の觸手たる役割を果さんとするものである。

右の買辦の三類型は、その性格・機能より類別しうるものであるが、それが一定の歴史期間に對應する發展的段階であることに注意すべきである。勿論この外に、官僚買辦その他のものが考へられるが、基本的問題の解明のために、いまは右三種のものを擧げるに止める。若し單なる性質上の相違より、これを類別するならば、歴史的・社會的規定は得られず、平面的なる分類に止まるであらう。

1) 橋樑、支那社會研究、206頁。

## 六 買辦の歴史的規定

前に買辦の三類型として擧げたるものは、性格・機能の上より類別しうるものであるが、それらは、實に一定の歴史期間に照應して成立し・變容を遂げたるものであること右に附言せし如くである。こゝに問題となるのは、かゝる買辦の發展が何によつて齎らされたるかである。

買辦は外交交渉の仲介者として規定せられるが、この規定そのものがこの問題解決に照明を與へる。詳しくいへば、買辦は、外國資本が中國社會に向つて活動する際に、その觸手として一定期間保證の關係に立ち、その活動を補助する土着中間商人である。中間機關なるがゆゑに、外國資本そのもの、發展狀態如何、及び中國社會そのもの、發展狀態如何によつて影響を受けるものであることは、既に明白なるべき筈である。従つて、この二者の相交渉するところに成立する買辦の發展は、この兩者の動き、正確にいへば、その關聯的動きを見ずして理解しえないこと、言を俟たざるところである。買辦の本質を探求するためには、この相交渉する二つのもの、發展を追ふて、買辦の生成・發展・没落の過程を見ねばならない。

一、行商制度時代（一八四二年以前）ヨーロッパ人の東漸は、東洋の發見者といはれるポルトガル人によつて、十六世紀初頭に、先づ口火を切られた。然るに、ポルトガルの東洋への進出は、純然たる商業資本的進出に外ならず、自國の生産・消費に關係なく、甲地で購入せるものを、乙地に於て賣捌く仲介貿易に過ぎず、且つ海賊的・略奪的性質を有してゐた。これは、ヨーロッパに於て、資本主義生産方法へ發展すべき前提條件が、次第に

整備されつゝある時期に當る。然るに、ポルトガルの對支關係は、依然として單に仲介貿易としての性質に終始せしため、強固なる地盤が存在せず、やがて、忽ち没落し去つたのである。<sup>1)</sup>ポルトガルに次いで進出したのはスペイン・オランダであるが、これもまた略奪的商業として時に活潑なる動きを見せたのみで、結局に於て、恒常的貿易關係は、主として後來のイギリス人により占められることとなつた。

イギリスは、一六〇〇年、東印度會社を設立して印度貿易に従事するに至つたが、中國へ渡來したのは一六三七年、ジョン・ウェッデル (John Weddell) の澳門到着に初まる。最初の中、ポルトガル人の干渉に阻まれ、所期の通商關係をもちうるに至つたのは、大分後のことである。イギリス人が廣東に於て足場を有ち得たのは、更に後の一六八五年以後のことである。<sup>2)</sup>

廣東貿易は徐々に發展し、一七二〇年には行商のギルドである公行 (Co-Hong) 制度の成立が見られる。<sup>3)</sup>英支貿易は、一八三四年まで、東印度會社の手に獨占せられ、爾餘の英商は、東印度會社の許可 (license) の下にのみ、右貿易に従事することを得た。<sup>4)</sup>

當時、イギリスに於ては、正に資本主義發展の初期に當り、マニファクチュアの産業が勃興する一面に於て、重商主義的貿易に力が注がれつゝある時代であつた。併し、十七世紀末葉より十八世紀後半に至る間は、對支貿易はなほイギリスの英印關係に規定せられる附隨貿易に過ぎず、<sup>1)</sup>香料貿易的性質以上のものたり得なかつた。

中國より輸出せる商品は、最初は専ら香料・絹であり、その後、南京木棉が現はれ、茶が貿易品として主要な

1) 佐野袈裟美, 支那近代百年史, 上卷 120頁。

2) H. B. Morse, *The Trade and Administration of China*, p. 300.

矢野仁一, 近世支那外交史, 76頁。

3) H. B. Morse, *ibid.* p. 302. 4) H. B. Morse, *ibid.* p. 300.

る地位に浮び上るのは更に後のことである。輸入商品は、印度よりの綿織物が主であり、その後イギリス産業の中樞となれる毛織物が若干見られた。

イギリスへの印度綿織物・南京木棉の輸入は、當時勃興しつゝあつたイギリス毛織業者に打撃を與へるに至つたため、漸次商業資本家を壓倒しつゝあつたイギリス産業資本の代表者は、綿織物輸入禁止を行ひ、年額十萬磅の毛織物輸出義務を東印度會社に負擔せしめるに至つた。然るに、東洋の茶はこの頃に於て、イギリス民衆の生活必需品と化し、漸次その輸入量は巨額になりつゝあつた。

乾隆二十二年（一七五七）後は廣東一港のみが開かれ、而もそこに於て、行商なる獨占中間商人が介在し、種々の苛税の下にのみ許されてゐる状態であつた。稟（御願書）と行商を通じてのみ、清朝と外人との交渉が行はるべき組織がつけられ、貿易關係の改善を計る途は閉ざされたと同一であつた。後の買辦的業務を全面的に行ふ行商は、官僚統制下にあり、專制主義的課税徴收の中間擔當者であり、外國商人の舉措に對する責任者であつた。この行商は外國商人に對しては、價格決定權をもつ獨立商人であり、且つ獨占的仲介機關なるがゆゑに、優越的なる地位を占めてゐた。これに對して、十八世紀後半に至るまでは、イギリスその他の諸外國の勢力は未だ充分に發展せず、かゝる不平等的交易關係を打破する力をもち得なかつた。而るに清朝に於ては、漸次國內統一も行はれ、行政組織も整備し、それに伴ひ、商人に對する統制も充分に確立するに至つてゐる。かくの如き不利なる關係に於て、なほイギリス其他の諸國が貿易關係を續けてゐたのは、ヨーロッパ社會の發展状態と當時の東洋貿易のそれに對する地位より判定さるべきであらう。

- 5) 藤田正典、十七・八世紀に於ける英支通商關係、(東亞論叢第一輯) 22頁。
- 1) H. B. Morse, The Chronicle of the East India Company trading to China, Vol. I, p. 297.
- 2) 矢野仁一、アヘン戦争と香港, 31頁。H. B. Morse, The Trade., p. 40.

其後、イギリスは十八世紀半以來、産業革命を経て資本主義を急速に進展せしめ、人口も加速度的に激増した。<sup>1)</sup>これに應じて、既に生活必需品となつた茶の輸入量は激増し、これに對し、イギリスよりの輸出は、綿布が漸次相當量に上り、これと印度棉花を合したものの<sup>2)</sup>外に、多量の銀が中國に向ひ毎年輸送せられる状態であつた。茶の輸入確保及び綿布輸出は、イギリス社會にとり不可欠の重要事となり、かくして、英支間の貿易は、十七世紀の香料貿易を中心とする、英印間の附隨貿易的地位より、國民經濟の維持・發展のため不可欠なる要件にまで上昇した。<sup>3)</sup>而もアメリカ植民地獨立後、印度及び對支貿易は愈々その地位を相對的に高め、イギリスにとり主要貿易の一環となるに至つたのである。

かくの如く、イギリスにとり、中國貿易の重要性が加はるに従ひ、そこに嚴存する不平等的制限貿易制度は、今や、凡ゆる手段に訴へてでも改革さるべき問題となつた。而も、清朝の勢力は依然として強く、その恩惠的專制主義を覆へすことは通常手段にては到底不可能であつた。

此の時代の貿易機關たる行商及び雜用買辦は、實にかゝる勢力關係の下に設定せられたるものである。それは一方的に清朝政權及び官憲の統制下にあり、租稅負擔その他外商の行爲に對する全面的保證者としての地位に立ち、その賦與されたる外國貿易獨占權を極度に利用して、中間搾取的行爲を繼續したのであつた。それゆゑに當時の行商及び買辦は、一、方的に政府・官憲によつて、その性質・職能が決定されてゐる點に、最も重要な特徴があつた。従つて、中間搾取的に所謂買辦的利益を相當巨額に獲得しながら、それらはやがて、何らかの名目に於て、政府・官憲に奪ひ去られる仕組となつてゐた。<sup>3)</sup>

1) J. S. Mill, *Principle of Political Economy*. ed. by Ashley, p. 733.

2) 藤田正典, 前掲書, 39頁。

3) 内田直作, 前掲書, 23頁。 梁嘉彬, 廣東十三行考, 48頁, 134頁。

かゝる不平等的制限をとりぞかんとして、イギリスは、まづ使節派遣による平和裡の交渉により、之を實現せんとしたが、そのこと自體、失敗すべき必然性を有した事は、明白である。<sup>1)</sup> マカトニー卿の派遣（一七九二年）、アマースト卿の派遣（一八一六年）等何れも、何らの成果を収めることなく、歸國するの外はなかつたのである。

銀輸出超過を回避せんとして試みた阿片輸出が着々成功するに及び、漸次問題化した阿片輸入禁止をめぐつてイギリスが武力をもつて自己の主張を通さんとしたのは、産業革命を経て國力を飛躍的に増大したるイギリスと、何らの社會的發展にも裏づけられず依然として四海の君主人民に君臨する如き思ひ上つた中國側の態度とが、やがて何れの日にか出現せしむべき經濟的衝突の必然的過程に外ならなかつた。この中國とイギリスその他の歐米諸國との既存勢力關係を覆へすものは、外ならぬ阿片戦争であり、南京條約の内容こそ、問題の處在を明白に表現せるものである。

一八四二年に締結されたこの條約により、廣東を含めて五港が新たに開放されると共に、行商制度は廢止され、これに伴ひ、行商及び買辦の許可制も消滅したのである。かくして、中外貿易は、清朝壓制下の不平等的性質を失ひ、今後は、列強の産業的發展と共に、漸次列強により支配されるに至るのである。南京條約は正に、このターニング・ポイントであり、それ故に、買辦そのものゝ發展史よりみても、一の劃期的段階を現はすものと言ふべきである。

二、典型的買辦發展期（一八四二—一九〇〇） 阿片戦争によつて破壊されるまで、清朝が官許制により一部貿易商を獨占的仲介機關として設定したのは、政治的には外國勢力の中國社會への浸透を防ぐと共に、經濟的には

1) 矢野仁一、ア・ハン戦争と香港、85頁。近世支那外交史、162頁。

外國貿易より生ずる利益を政府が獲得するためであつた。かゝる制度を採用しえたのは、中外貿易が中國社會にとり不必要なものであつたが故でなく、専ら歐米列強の中國に對する勢力よりも、中國政府が優越なる地位を確保してゐたが故である。中國のデスポチズムに對抗するだけの力を、資本主義諸國はもたなかつたのである。

然るに、南京條約により、今やかゝる貿易機構は完全に廢止され、一應平等的貿易關係が認めらるゝに至つたのであるが、イギリスは、その商業資本的進出のためには、自己の力のみでは充分發展せしめざる前資本主義社會特有の障礙の存在せることを經驗的に知覺し、一度武力を以て破壊し去つた仲介機關を、自らの意思の下に復活せしめ、買辦として商業資本進出の觸手たらしめたのである。問題は、かゝる買辦は、全く、中國政府及び官憲の統制下になく、純然たる商業機關として成立せし點にある。太平天國の亂が十數年にわたつて中國各地を擾亂したるため、外國貿易が政府の支配を脱して事實發展を遂げえたのは、一八六〇年の北京協約締結以後に屬し、從て、買辦自體の發展もこの時より後に屬するのである。

買辦を仲介業者として選定したのは、一にイギリスその他歐米諸國の商業資本的進出のための、便宜的手段に外ならない。然し、そのこと自體、中國社會そのものゝ中に、買辦を成立せしめる如き事情を具有するものであることを忘れてはならない。それと共に、全取引危險の負擔を回避せんとする、資本主義の一定の發展段階に照應する外國商人の經營方法にも依存するものであることを知るべきであらう。かくして、イギリスを初めとして歐米列強は、産業革命以後の商品生産の飛躍的發展を基として、自由貿易を標榜しつゝ、自己と密接なる利害關係を有する買辦を仲介として對支進出を試みたのである。この際に於ける買辦は、今や中國政府・官憲の支配

を全く免れ、外國資本のために進路を開拓しつつ、彼我の中間に於て搾取を恣にしたのである。かくの如き中間搾取が成立しえたのは、もと／＼中國社會に於ける外國人自身の進出をはゞむ阻碍的要素の存在の上に可能であつたが、而もそれが相當期間中間搾取を恣に續けえたるは、外國貿易及びその取扱商品の中國社會に於ける重要性の増加に原因する。即ち、産業革命により技術的に長足の進歩を遂げえた資本主義列強の生産力は、價格及び品質に於て、後進國への輸出能力を増大し、仲介的經費を巨額に負擔しても、なほ且つ、後進國に對し充分に進出しうる餘地を有するに至ると共に、中國社會自體それらに依存する比重が漸次増大したことによる。新らしき産業資本家達の活動は、容易に市場を發見しうる如き有利な立場に立ち、そのことがまた、一單位當りの利益の完全なる獲得より、寧ろ仲介的負擔は大なるも、大量的に販賣しうることにより、全利潤を最大ならしめんとする傾向を愈々強く促し、凡ゆる機會・凡ゆる機關を利用して、市場の擴大に奔走したのである。これと共に、前資本主義的機構中より生れ、その上に強靱な根を張つてゐる中國人自身の資本及び商才を利用して、大量的取引を行はんとしたのである。こゝに、典型的なる買辦の發生し、活動する地盤を生じたのである。

かくして生れたる買辦が、定給及び一定手数料以外に、中間搾取を恣にし、所謂買辦資本の巨額の蓄積が行はれたる事情は、恐らく衆知のことであらう。而も、一度、買辦を採用するや、買辦のもつギルド的性格は、これを通さずしては、外國商人も又本來の中國商人も、活動の途を封ぜられる如き情勢を成立せしめ、買辦を一般的制度にまで擴充せしめたのである。

この間に於て列強特にイギリス資本進出の發展と共に、中國社會自體に於ても、重要な變化が行はれつつあ



つた。即ち、列強資本の漸次自由なる活動に従つて、工業製造品は専ら資本主義生産による安價なる規格品によつて覆はれ、従來の家内工業的生産方法による生産は衰亡に赴くと共に、國內消費用農業生産も外國輸出用農産物の生産へと移り、農産品・原料品を輸出して、製造工業品を輸入する植民地經濟的性格をもつに至つたのである。此の變化は極めて重要なものであつて、今や、外國貿易は、中國にとつて、從來の如く交換利得の獲得といふ單純なる商業上の對象たるのみに止まらず、中國社會の維持・發展のために絶對的に必要なる要素にまで高められたのである。このこと自體が、また列強の進出に對する基礎地盤を提供することとなるのである。かくして、單なる商業資本による列強の進出は、更に資本進出として、外支關係を經濟的活動の全領域にまで漸次擴大せしめたのである。

それゆゑに、この時代の買辦は、かゝる列強資本主義の發展を地盤として、中國社會經濟の變化の上に成立し、この二つのものゝ關聯の上に決定されたものである。

要之、典型的買辦の特質は、一面に於て使用人であると共に、他面に於て獨立商人的地位を保留し、單なる使用人でもなく、單なる對立的獨立商人でもなき密接にして間隙のある關聯の下に、中間搾取を行ふ點に存する。かくの如き性格を買辦に有たしめたものは、外國資本主義の發展事情と、中國政府權力の後退の下に於ける中國社會の半植民地的傾向との有機的關聯の裡に見出され、この事情を支援せるものとして、中國社會に於ける高利的商業資本主義の存在と、中國特有のギルド的性格の存在とを考へるのである。

三、買辦没落過程 其後、列強の資本主義的進出は、自ら設定せる買辦の中間的搾取を、自己發展のための桎梏

と感ずるに至り、かゝる中間搾取を解消乃至は減少せしめんと努力するに至つた。而して、中國經濟機構は列強の進攻の前に變革を來して、中國經濟自體既述の如く外國貿易に依存せねばならぬ事情が形成され、且つ、政治面にも、列強の意思が有効にはたらきうる如き情勢が漸次蘊釀され、いはゞ植民地化的傾向が成立するに及び、買辦の恣意的中間搾取をそのまま許容する必要なき状態になりつゝあつた。かくして、買辦排除の氣運の醸成と、排除可能なる情勢の成立とによつて、實際的に買辦の廢止乃至は改善が行はれんとするに至つたのである。買辦排除の傾向は、實際には二十世紀に至り、特に北伐以來、濃厚になつたのである。

資本主義が獨占資本の段階に達するや、一方に於て市場が飽和點に達すると共に、他方に於て商品生産の單純化と獨占化とにより凡ゆる利益を自己の掌中に收めんとする強力な意欲と實踐力とをもつに至る。かゝる獨占資本の發展に併行して、中國社會自體及び列強資本主義自體の買辦排除の可能條件が整備せられ、こゝに全面的に買辦が排除されんとする傾向を示すに至つたのである。

(1) 日本に於ては、既に早くより買辦の排除を實現せるものが現はれた。明治三十二年、三井物産が買辦を使用せずして、對支活動を行つたのを初めとして、中間搾取機構を排除するものが簇出し、最近に於ては、特に日支事變を契機として、買辦の出仕せざるもの多數に現はれ、殆んど、買辦問題は解消せられんとするに至つてゐる。

(2) アメリカは、一般に、獨占的單一商品を取扱ふもの多く、その尨大なる資本力と、商品種類の單一化とにより、取引上の困難の比較的少き理由よりして、買辦排除に成功せる如き外觀を呈してゐる。

(3) たゞ、イギリスは、從來の買辦階級との緊密にして根強き關係よりして、徐々に排除しつゝある傾向はみらるゝも、なほ、政治上の理由なども含まれて、實際の排除は比較的に緩漫の如くに見られる。

買辦排除については、本來、その中間搾取的機能が根本的な問題であり、従つて、全然これを廢止してしまふか、乃至は改良されたる形に於て之に代へるかゞ、殘されたる問題である。事實に於ては、現在までの情勢から言へば、完全なる排除といふことは、特殊の例外を除いては殆んど不可能であり、一般的にはむしろ、買辦を改良したる形に於て存置せしめんとする傾向が強い。現に、アメリカのソコニー會社その他が買辦を排除したといふも、その實、代理店の如きものを新に成立せしめてゐるのである。

改善されたる買辦の性格は何であるか。既に述べたる如く、中間搾取的獨立商人としての性格を除去して、外國資本に全然從屬する單純なる使用人たらしめることである。即ち、一定の給料と一定の手數料とを與へることによつて、外國資本活動のために、包括的又は個別的取引に於て、補助せしめんとするのである。即ち、「使用人型買辦」これである。

買辦は勿論多くの害惡を流し、それがゆゑに内外の指彈を受くることは事實であるが、外國資本の立場より見る時、それによつて受けえたる便益を無視することは不可能である、一機關が制度的に社會的機關として存在しうるは、少くとも其の期間に於て社會的必要が存在したからであり、其れが排除されるのは、既に社會的必要が消え去つた場合である。買辦が全然廢止されるか又は改良されたる形に於て殘存するかは、政治的問題として解消されざる限りは、かゝる仲介機關が對支活動に於て現在必要であるか、または全然不必要であるかといふ純經

濟的事情により決定される。かゝる經濟的條件として、列強資本主義の發展段階及びその壓力と、中國經濟の半封建的・半殖民地化とが擧げられ、更に後者を規定せる特殊事情として、高利的商業資本の存在とギルド的性格とが考へられる。

## 七　　む　　す　　び

以上に於て述べたる如く、買辦は歐支交渉の開始と共に、中國に於て早くより發生し、幾段階かの發展・變容を遂げつゝ現在に至るまで殘存せるものである。固より、これに類似せるものは、印度・日本等に一時現はれたることがあるも、それが一般的なる制度として社會的機關となり、特殊的階級として發展せるものは、中國を描きて他に見られぬところである。

かくの如く、中國に於てのみ典型的なものとして成立・發展を遂げたのは、偶然的現象として片付けざる、また、これを單に言語・風習の相違乃至は受動貿易の所産なりとして理解しえざる社會的根據をもつものとして考へざるを得ない。本來、言語・風習の相違は地理的相違であり、又、受動貿易なる性質は後進國一般の性質であり、中國社會にのみ發生し、發展したる事情を説明する充分なる原因と看做すことは出来ない。

従來、買辦の研究に於て陥つてゐた弊は、買辦なる社會的現象が、これを成立せしめ發展せしめし社會的特質及び其の發展との有機的聯關に於て把握せざりし點にある。買辦は外交交渉の仲介機關であり、従つて、これを規定するものとして、中國社會の事情と列強資本主義とが擧げられねばならない。買辦の性格は、この兩者の關

聯の中に、歴史的に追求しうるのである。概約的に言へば、

(1) 列強資本主義が未だ充分に發展せず、中國のデスポチズムに對抗し、これを打破する力を具有せざりし期間に於ては、貿易關係は凡べて後者によつて規定され、従つて仲介機關たる行商・雜用買辦も亦、専ら中國政府により規定され、その性格を承けて、外國商人に對し優越的地位を占めた。

(2) 次いで、列強資本主義の攻勢の前に、デスポチズムが屈服するに至るや、外交交渉は對等的に行はれ、列強資本と土着商業資本とは商業的對等關係に立つた。この間に成立せる買辦の性格は、外國資本と中國社會との兩者より對等的に規定され、特別使用人であると共に、獨立商としての地位を留保した。

(3) その後、列強獨占資本の全面的攻勢下に、半植民地的進出が行はれるや、經濟的地盤と強靱に結付ける。民族資本の防禦力は漸次破壊され、その對抗力は喪失されて、遂に、買辦の地位は低落せざるを得ぬこととなつた。こゝに於ては、買辦の性格は一義的に外國資本により規定され、使用人化するに至つた。

かくの如く、買辦制度の發展は、専ら中國の社會經濟的事情と列強資本主義の發展段階との直接的表現として規定されるのである。買辦は歴史的・社會的產物であることを確認し、かゝる買辦の規定者を明瞭に認識することにより、今後の買辦の動向を決定することも可能とならう。こゝには、紙數の都合上、爾餘の問題は省略し、買辦の性格に關する一研究方法の提示に止めよう。